

◆祝！女性部主張発表全国大会最優秀賞受賞！

去る10月22～24日に三重県津市で開催された「第3回商工会女性リーダー研修会 商工会女性部全国大会 in みえ」に於いて、主張発表全国大会で東北六県北海道ブロック代表として西和賀商工会女性部員である高橋由紀子さん（とうふや源助）が「女性部活動と地域振興・まちづくり～微力だけど無力ではない 女性部の私たちができること～」と題し発表を行いました。

発表の内容は、女性部活動を地域密着で行っていること、西和賀高校及び北上線存続のための活動に協力している等を述べ、審査の結果見事「最優秀賞」を受賞されました。高橋由紀子さん、全国大会最優秀賞おめでとうございます！



◆フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！

11月1日から「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されます。この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの「業務委託」による事業者間取引が対象となります。

●法律内容：以下のとおり発注事業者が該当する要件により、フリーランスに対しての義務の内容が異なります。

- ◇発注事業者（従業員を使用していない） ⇒ 義務項目①
- ◇発注事業者（従業員を使用している） ⇒ 義務項目①、②、④、⑥
- ◇発注事業者（従業員を使用している/一定の期間以上の業務委託） ⇒ 義務項目①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと